

教科用図書加古川採択地区選定委員会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この教科用図書加古川採択地区選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下、「無償措置に関する法律」という。)第13条第1項に規定する加古川市立小学校、中学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)において使用する教科用図書(以下「教科用図書」という。)の選定について協議を行うことを目的とする。

第2章 選定委員会組織

(選定委員会の所掌事務)

第2条 選定委員会は、教育委員会からの依頼を受け、幅広い視野からの意見を取り入れ、教科用図書の専門的な調査・研究を行い、すべての教科用図書について特徴を明確にした資料を作成し、教育委員会に報告する。

2 選定委員会は、前項の資料を作成するために、教育委員会が定めた採択方針に基づき教科用図書を調査・研究する観点を定め、その観点を調査員に示すとともに、教科用図書の展示会場に意見箱を設置する等、広く市民の意見を聴くための措置を講じる。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員6名をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のそれぞれから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校の教育に係る学識経験を有する者 2名
- (2) 学校の校長又は教頭 2名
- (3) 学校に在籍する児童生徒の保護者代表 2名

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員会の委員となることはできない。

(委員の委嘱・任命)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から無償措置に関する法律第14条に規定する政令の定める採択期間(以下「採択期間」という。)終了までとする。

(会長・副会長)

第6条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠け、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(謝金)

第7条 選定委員会の委員の報償額は、9,000円とする。

(庶務)

第8条 選定委員会の事務局は、加古川市教育委員会教育指導部学校教育課に置く。

第3章 会議

(会議の招集)

第9条 選定委員会の会議は、加古川市教育委員会が招集する。

(運営)

第10条 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、選定委員会の会議の議長となる。

3 委員がやむを得ず、会議に出席できない場合は、当該会議に係るすべての権限を会長に委任する。

4 委員は、選定委員会における協議の内容に関する守秘義務を有する。

5 選定委員会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、選定委員会の会議で定める。

第4章 教科用図書調査員

(組織)

第11条 審議に必要な調査・研究を行うため、選定委員会に、教科用図書調査員(以下「調査員」という。)を設置する。調査・研究については、加印地区共同調査員会規約に則り、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町合同で行う。

第5章 議事録及び資料の公表

(議事録及び資料の公表)

第12条 選定委員会の会議の議事録及び第2条第1項の報告の内容については、採択期間終了後、速やかに公表する。

第6章 公正確保

(審議の公正確保)

第13条 採択の公正・適正を確保するため、選定委員名は採択期間終了後、公表する。

第7章 委任規定

(委任規定)

第14条 この規則に定めるもののほか、教科用図書の選定に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規約は、平成29年5月11日から施行する